

## ●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年7月17日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高等技術学校	平成30年4月17日
労働政策課	平成30年5月23日
企業立地推進課	〃
産業政策課	平成30年5月24日
経営支援課	〃
大阪事務所	平成30年6月29日
産業技術センター	〃
計量検定所	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

行政財産目的外使用許可に係る使用料のうち継続使用分については、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるにもかかわらず、大幅に徴収が遅れていた。（労働政策課）

###### イ 物品について

自家用貨物自動車について、6か月法定点検をしていないものがあった。（高等技術学校）

##### (3) 検討指示事項

該当事項なし